

2022 年 6 月 28 日

川崎市・相模原市・三重県の反差別条例 その取り組みや効果、課題について

毎日新聞
写真映像報道センター記者
後藤由耶

※ヘイトスピーチの被害実態を伝えるために、一部差別表現をそのまま掲載しています。

<川崎市>

▽激しいヘイトスピーチデモの被害

2013 年 5 月 12 日から 16 年 1 月 31 日にかけて、川崎市内の在日コリアン集住地域である桜本地区などを標的に 10 回以上ものヘイトスピーチデモが繰り返された。主催者らが、「ゴキブリ朝鮮人は出ていけ」「一人残らず日本から出て行くまで、じわじわと真綿で首を絞めてやる」などと叫ぶ様子が確認されている。

▽ヘイトスピーチ解消法

このあまりにも深刻な被害に国会が動く

・桜本地区の多文化交流施設「市ふれあい館」で働く在日コリアンの崔江以子さんが国会で被害実態を証言 16 年 3 月 22 日

・法務委員会のメンバーらが桜本地区を現地視察 16 年 3 月 31 日

・16 年 5 月に**ヘイトスピーチ解消法が成立**。

▽桜本地区でのヘイトデモを禁止する仮処分

デモが予告されたことを受け、地元の法人が仮処分を申し立てる

→横浜地裁川崎支部は、法人事務所の半径 500 メートル以内でデモを行うことを禁じる仮処分を決定 16 年 6 月 2 日

成立したばかりの解消法に言及した初の司法判断となった。

このデモについては、主催者が出発地点として計画していた川崎区内の公園の使用を市が不許可にした。既存の条例の解釈で対応。

主催者は川崎市中心部でのデモを強行 16 年 6 月 5 日

(多数の差別に反対する市民が抗議。警察の説得もあり、10 メートル進んで断念)

リベンジデモの強行 17 年 7 月 15 日 (数百メートルを歩く)

▽その後も続くヘイトスピーチ被害

仮処分の効果で桜本地区周辺でのデモは無くなったが、

日本第一党などにより、川崎駅前での街宣が繰り返される。

「暴れるな朝鮮人」と在日コリアンを暴力的な存在だとおとしめるようなプラカードが掲げられることもあった。

公共施設の貸し出しに関するガイドライン施行 2018年3月

→ヘイトスピーチを事前規制する全国初の取り組み

※事前規制には「言動要件」と「迷惑要件」を満たす必要

→迷惑要件がハードルとなり、実効性に疑問

(ヘイトスピーチが行われる可能性が高くて、貸し出しされてしまう問題)

市の施設で差別的主張を続ける人物らによる講演会開催 参加者から「ウジ虫、ゴキブリ」

「日本から出て行け」と発言がされる 18年6月

→その後もこのグループの講演会に「警告」はするものの貸し出し

▽市「もはや教育・啓発では限界」とし、罰則を盛り込む条例提案を表明

市は議会に条例素案の説明 19年6月

・罰則について

「現に行われることが危惧されるヘイトスピーチは、特定の国の出身者等を排除することという明確な意図を持ったもので、**もはや教育や啓発の対応による限界を超えていると判断**している。こういった不当な差別的言動を繰り返し行う者に対しては、抑止効果のある制裁のための罰則規定をもって、社会からヘイトスピーチをなくしていきたい」と説明

→「今なおヘイトスピーチ被害が再現されかねない事象が継続しているという地域の実情」があり、解消法は地方公共団体の責務として、地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めることを求めていることから、解消法には規定されていない罰則を上乗せできると判断。

市は深刻な被害を受け救済を求める市民からの声に、実効性のある条例が必要と判断

・憲法上の問題について

「対象の限定と明確化を図ること」「差別防止対策等審査会の意見を聞き、行政独自で判断することは避ける」「司法機関の検察や裁判所による二重、三重のチェックをかける」とし、表現の自由への配慮を示した。

▽条例成立 全国で初めての刑事罰を定めた反差別条例

「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」が**全員一致で成立** 2019 年 12 月 12 日

※20 年 7 月 1 日全面施行

(内容)

- ・ 包括的な反差別条例
- ・ 罰則を定める

12 条でヘイトスピーチの禁止（対象となるヘイトスピーチを絞り込む）

市内の公共の場所で、拡声機を使った以下の言動が対象

- ① 居住地域から退去させることを扇動・告知する
- ② 生命や名誉、財産などに危害を加えることを扇動・告知する
- ③ 人以外のものに例えるなど著しく侮辱する――の 3 点を罰則対象とした。

▽段階を踏んで慎重に判断する【川崎方式】

ヘイトスピーチを繰り返す者に対し

勧告→命令→氏名などを公表→捜査機関に告発の順に対処

乱用防止のため、各段階で有識者による差別防止等対策審査会の意見を聞く

有罪となると最高 50 万円の罰金（司法の判断が入る点も慎重な判断の一つと位置づけ）

- ・ ネット対策

市は救済措置の申告を受けたり、市のネットモニタリングで把握したヘイトスピーチ投稿は、差別防止対策等審査会の答申を経て、ネット事業者に削除要請をする。

措置は市の HP 上で公表

▽条例成立の効果と課題 デモや街宣

かつて生じていた刑事規制がされるようなヘイトスピーチ被害は生じなくなっており、条例ができたことの一定の効果が出ているといえる。

→川崎でヘイト街宣を続ける団体も、市外での発言よりも市内での発言が抑制的になっている。

隣接する東京都でのヘイトスピーチ事例（東京都が公表したもの、川崎条例成立前後）

19 年 5 月 「朝鮮人を東京湾に叩き込め」

20 年 2 月 「かわいそうな朝鮮人のみなさん、今すぐ朝鮮半島へ帰ってください」

20 年 11 月 「日本国民の敵であるゴキブリ、ウジ虫、半島人ども」

20 年 12 月 「うすぎたねえゴキブリ朝鮮人ども、こいつらを、この国から完全排除せえ」

都内では川崎条例成立前後で変わることなく深刻なヘイトスピーチ被害が生じている一方で、川崎ではそのような発言が聞かれなくなった。

条例に挑むように全面施行直後から川崎駅前では街宣を繰り返す「日の丸街宣倶楽部」。日本第一党の党員だった男性が立ち上げた団体。

→参加者の一人が中国人に対し、「鬼畜外道なことをやるのがシナ人」「天罰を下さなければならぬ」などと演説（20年7月5日）で発言する場面もあったが、市内での街宣では主催者の男性は条例に抵触する発言を意識的に避けているように見える。

▽市長「条例に抵触しなくても差別的言動は許されないと表明」

ヘイト街宣が頻発することを記者会見で問われた市長は、「附帯決議にもありますように、条例に抵触しないとかということであっても、差別的な言動というのは決して許されるものではないということはおうはっきり言っておきたい」と表明。21年9月28日

市は事前に予告された街宣には職員を派遣し監視している。

・市は市内であったヘイト街宣における「寄生虫」発言を条例に抵触しないと判断

「大韓民国国民のままで、このまま日本に住み続けようというのであります。すなわち日本にたかろうというのであります。皆さん、彼らは寄生虫と言ってよい。なんと彼らは選挙権まで要求している。その国の選挙権を要求するということはその国を侵略することと同じ意味を持っております。彼らは4代目5代目6代目になるならば、善良なる日本人になるか、あるいは本国に帰るべきでありましょう」

21年9月5日の丸街宣倶楽部の新百合ヶ丘駅（川崎市内）前街宣

→「本邦外の国または地域の出身であることを理由とする言動であることが構成要件として明記されているところでございます。これらの発言の前後の文脈を含め、その内容を慎重に確認しましたところ、特定の国の出身者が何世代も経過したにもかかわらず帰化しないという行為について述べており、出身そのものを理由としたものではありませんでした」とし、条例に抵触する発言はなかったと判断。審査会にそもそも諮らないことに。（市は、これは日本国籍を取得しないという行為についての発言であり、出身そのものを理由としていないと解釈）川崎市議会決算審査特別委員会 21年09月22日

→市が審査会に諮るかどうかを判断するため、「寄生虫」発言を専門家の判断なしに市の担当部局の解釈で条例12条に抵触しないとしてしまう。

▽条例の取り組みを検討する市の協議会が条例を機能させるよう求める

人権条例に基づいて市の取り組みを検討する「川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会」が22年3月に答申

→「審査会に条例違反と認定するための具体的諮問だけではなく、街宣やインターネットによる本邦外出身者に対する不当な差別的言動の対策全般について諮問すべきである」

「インターネット条のヘイトスピーチ対策に実効性を持たせるべき」と答申し、運用改善による実効性を高めることを求めた。

▽条例成立の効果と課題 ネット対策

ネット上のヘイトスピーチ対策実績

・市は審査会に64件を諮問、57件を削除要請し、44件が削除された。13件は拒否された。拒否された13件は2ちゃんねるが12件、ツイッターが1件。2ちゃんねるは削除に一度も応じていないという。(6月15日現在)

・当初は諮問から削除要請まで数カ月かかることもあったが、現在は半月程度。回数を重ねるごとにスピードアップしている。

・被害者からの申告だけでなく、市のネットモニタリングで把握した投稿も諮問している。

川崎における被害では個人が差別的動機により攻撃され続けている現実がある。

→国会でヘイトスピーチ被害の証言をした川崎市民の崔江以子さんへのネット上でのヘイトスピーチや脅迫行為などのヘイトクライムが繰り返されている。

崔さんは専門家がヘイトスピーチだと判断した300件を超える自身に向けられたネット上の差別投稿について市に救済措置を求めて申告。しかし、市が条例に抵触すると判断したごく一部しか差別防止等対策審査会に諮問されなかった。ここでも、差別問題の専門家ではない市の担当者の判断により審査されるかが決まる仕組みのために、実効性への懸念が指摘されてきた。

→先に紹介した「川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会」はこれについても改善を求める答申を出しており、今後の改善が期待される。

→被害者が第三者機関に直接救済を求めることができない点が、川崎条例の運用における課題。

→崔さんがヘイトクライム被害に遭った際、市長は記者会見などにおいて条例にも言及しながら加害を非難。

4月、外国人人権法連絡会は崔さんとともに法相と面会し、緊急のヘイトクライム対策を求めた。

<相模原市>

▽深刻なヘイトスピーチ被害

日本第一党が2019年4月の相模原市議選（統一地方選）に3人の候補者を立てるとして、相模原市での活動を18年から活発化させる。

2018年3月31日 日本第一党桜井誠党首 市内公的施設での講演会で

「ヘイトスピーチと騒いでいるのはシナ人朝鮮人以外にいますか」「自分たちは日本に対してやりたい放題やっている」とした上で、「ヘイトスピーチ抑止法とか条例ができたなら、我々が政権を取ったらひっくり返せばいい、そして、このヘイトスピーチ抑止条例を作った人間を必ず木の上からぶら下げる、物理的にこれはやるべき。その恐怖心がないから彼らは平然とやる」→これ以降、市内での活動が活発化。

2019年1月12日 日本第一党桜井誠党首 JR橋本駅前

「朝鮮人なんぞというものは必要ないんです。日本国に対して危害を加えるというのであれば、こんな連中全部日本からたたき出して当たり前なんですよ」

→この団体は現在も相模原市内で活動し続けている。こうした活動の一部はネット上で現在も閲覧できる状態にあり、ネット上でも被害が生じている。その性質上、投稿は拡大し拡散し続ける。

▽相模原市も川崎に引けを取らない条例を

2019年4月22日 本村賢太郎市長 就任記者会見で

ヘイトスピーチ対策について「**条例制定も含め、前向きに検討していきたい**」と発言

19年6月28日 本村市長は定例記者会見で、刑事罰も盛り込んだ川崎市のヘイトスピーチ条例素案に触れ「**罰則等も含め、川崎市に引けを取らないような厳しいものにしたい**」という思いはあります」と言及。

19年11月 人権条例について本村市長が市人権施策審議会に諮問

新型コロナウイルスの感染拡大で審議が予定よりも長引いている。

市長は答申を受けて、条例提案することになる。

*審議会での議論

【規制】

<現在、出されている案>

- ・川崎条例と同様の刑事規制を
- ・凍結条項をおく条件付きで、条文に過料（秩序罰）を書き込み（状況が改善しなければ

ば凍結を解除)

- ・氏名公表のみ

【非規制的手法】

▽「声明」の責務化

- ・「声明」については責務とすることが合意された。5月25日審議会

→運用案としては、差別事案があった時に即座に非難声明を市（市長）が出す。第三者機関に諮問しての判断を前提とする。

緊急を要する場合は、第三者機関への諮問を事後的にして、即座に声明を出すことも可とするようにすることや、声明を出すように答申されても市が出さなかった場合は、その理由を説明することを求めるべきだとの案が出ている。行政として非難することで抑止効果が期待される。

- ・米国ではアジア系住民へのヘイトクライムに対してバイデン大統領は、地域を訪れ、非難声明を出している。

【公的施設の利用制限】

利用制限の導入は合意された。

要件については、以下の意見が出される。

- ・迷惑要件の迷惑という言葉が独り歩きすることが心配
- ・川崎型だとハードルが高すぎる
- ・言動要件と迷惑要件どちらかで制限し、言動要件で制限する場合は既に市条例で何らかの行為の停止を勧告されたり命令された場合には、不当な差別的言動が行われることが客観的に予測されるので、その場合には制限するとするのがいいのでは
- ・制限には第三者機関の判断が必要だと

【第三者機関の設置】

現段階では以下の意見が出されている。

- ・独立性の確保がされるべきだとの声
- ・市の判断の前に、まずは第三者機関が判断すべきではとの意見も。

【差別言動の対象】

人種、民族、国籍に加え、相模原市は津久井やまゆり園事件があったので障害者は入れるべきとの意見、もう少し広げて性的マイノリティー、旧同和地区出身者も入れた方がいいのではとの意見も。

一般的差別禁止については、人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障害、疾病、出身なども含めるべきとの意見も。

▽審議会の韓国籍の委員が繰り返し攻撃される

21 年 11 月ごろから

日本第一党メンバーが審議会の女性委員を韓国籍であることを理由に誹謗中傷するなどの差別発言を繰り返す。

市役所前や市内の駅前で、「日本語がうまくしゃべれない人間が、なぜか相模原の市の条例を作る委員会のメンバーのひとりにいるんですから、めちゃくちゃです」と中傷したり、委員の発言を捻じ曲げ「税金を納めているんだから、日本国籍と同じだけの権利を与えろと言いたげなふうで、実際にこういうふうに言っていた」「納税の対価として政治的な権限を与えろといった趣旨の発言をしている」「ガイジンが委員会に入っていることがおかしい」「このガイジンがどうも朝鮮籍だった」などと、拡声器を使っての演説を繰り返す。

22 年 1 月に神奈川新聞の石橋学記者がこの被害を最初に報じる。

審議会でもこの問題が取り上げられ、これ以降、それまでに規制に消極的だった委員からも規制やむなしとの認識が寄せられるようになった。

委員は、不審な見知らぬ人物が自宅前に現れたことに不安を感じ、市に相談。警察にも相談し、巡回パトロールが実施されているという。

22 年 3 月 市長定例記者会見

委員への誹謗中傷について問われ、

「委員個人が責められたりすることは決してあってはならないと思っております、さらに、様々な事由によるあらゆる不当な差別を解消したいという思いに尽きます」と、一般論のような回答で、生じている差別について具体的言及を避ける。

22 年 5 月 被害に遭っている韓国籍の委員と共に審議会の会長・副会長が市長と面会

→会長・副会長が委員への攻撃について市長が明確に非難する声明を出すよう求めると、市長は「不安な思いをさせてしまったことを反省している」としつつ、声明については「受け止める」と述べるにとどまった。

要望を受けて市長がまず発した言葉は、「私有地に入ってきたという話しは事実か」と問うものだった。被害者を前に被害が本当かを確認するというものだった。

申し入れから 1 カ月ほど経つが、現在まで市長は声明などの対応をしないままの状態。

被害を受けている委員は取材に「政府言論（市長による非難声明）をして収まっていれば前に進めるのに、そんなこともない」とし、「（市の対応は）危機感がないというか、寄り添わ

れていないですね」と受け止める。一方で、「(川崎に続く) ここでダメだったら 3 番目が育たない。相模原市はそのことをもっと意識して頑張ってもらいたい」とし、罰則のある人権条例の実現を期待する。

▽繰り返される差別街宣

日本第一党だけでなく、元日本第一党メンバーが立ち上げ、川崎駅前で繰り返し活動していた「日の丸街宣倶楽部」も相模原に進出し、駅前で街宣を繰り返している。

「川崎という町は在日及びそういった特定の人種によって汚染されている」「朝鮮学校もあり民団もあり、そういったおかしい施設がある。川崎は在日朝鮮人に汚染されていて・・・」などの発言が確認される。20 年 11 月 18 日 相模大野駅前で「日の丸街宣倶楽部」街宣

▽生じている被害

相模大野駅をしばしば利用するという在日コリアン 3 世の 30 代の女性は、ヘイト街宣に遭遇してしまい一緒にいた子どもの耳を塞いで足早に立ち去ったという。街宣が繰り返され、支持する側の聴衆の存在を見たこともあり、ヘイト団体と同じような考えの人が身近にいるのではと不安を抱く。子どもが母親のことを韓国・朝鮮語で「オンマ」と呼ぶが、そのことで自分たちが在日コリアンだと周囲に知られるとの不安から、子どもと近所のスーパーに行くのを控えるなど、生活にも支障が出ているという。

→マイノリティー属性のある人たちの集住地域がなくとも被害が生じている実態。
こうした被害が生じていることから、反差別相模原市民ネットワークは「川崎モデル」と同等以上の反差別条例を求める要請書や 12 万筆超の署名を市に提出。

市長は今年度の条例制定を表明している。

<三重県>

▽すでにあった人権条例

三重県は 1997 年に「人権が尊重される三重をつくる条例」(人権条例)を施行。
部落差別などを初めとした差別を念頭に「相互に人権を尊重し、人権を侵害してはならない」と定める内容。

▽ネットモニタリングは 03 年からの実績

この人権条例を推進するために策定される「人権施策基本方針」に基づきネット上の人権侵害・差別的投稿をモニタリングしてきた。

2003 年度からネットモニタリングを開始

(03, 04 年度は緊急雇用対策事業として国費で、05 年度以降は県単独事業)

差別的投稿が見つかり、県として直接プロバイダーに削除要請をするのではなく、法務局に通報し、削除依頼を出してもらうという形で実施。モニタリングを受託する「ヒューリアみえ」も削除要請をしてきた。

▽21 年度のネットモニタリング実績

確認した差別的投稿 3694 件

削除要請件数 1331 件

削除件数 661 件

▽新型コロナウイルス禍で浮き彫りになった差別問題

中国の方が経営する飲食店で感染者が出たなどのデマの流布、コロナ感染者への誹謗中傷、ネット上での部落差別や外国人差別が立て続けに確認され、実効性のある対策を求める声上がる。

▽議員提案条例として準備が始まる

2020 年 5 月 県議会に「差別解消を目指す条例検討調査特別委員会」が設置され、条例制定への議論が始まる。

「部落差別解消推進条例」「ヘイトスピーチ解消推進条例」の制定をマニフェストに掲げてきた県議会最大会派「新政みえ」(旧民進系)が議員提出の条例検討調査特別委員会を提案。

※三重県では障害者差別解消法に対応する条例は制定済み

(背景)

- ・特別委員会は全会派の賛同が条件で設置できる。

→ヘイトスピーチに特化したものではなく、あらゆる差別や人権侵害の解消を包括的に目指す条例という形で提案

- ・三重県議会 最大会派は旧民進系の「新政みえ」、第二会派が自民

・委員である自民県議がネット上での同性カップルの住所を無断公開するという問題も生じる→この事案以降、議論がかなり前に進んだという

- ・県内では日本第一党の街宣が確認されている。

→41 回の委員会を経て、22 年 4 月に条例案が確定。

「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」

2022 年 5 月 19 日 全員一致で成立

・特徴

1：国際人権規約などにのっとり差別を定義

2：ヘイトスピーチやハラスメント行為など、あらゆる差別や人権侵害の解消を目指す包括的な条例

2：差別の禁止条項 「不当な差別をはじめとする人権侵害行為をしてはならない」

3：救済手続き 知事

相談→「助言、説示、あっせん」→加害側が従わない場合は「勧告」

(救済の仕組み部分などは来年度 4 月に施行)

4：差別、人権侵害の実態調査

5：災害時などに生じる差別デマ対策を明記

すでにあった人権条例を全面改正する形で今回の条例が成立。

「差別を解消し、」が冒頭に付け加えられた。

▽県は差別被害の救済のため、相談に応じなければならない

救済の仕組みにおいて、県は差別被害について相談に「応じなければならない」と規定。川崎条例では第三者機関に直接救済を求められないが、三重県条例では必ず対応しなければならないと規定された。三重県条例には規制はないものの、対応することが県の責務とされている点で優れていると評価する声がある。

▽ネットモニタリング

ネットモニタリングは条文に盛り込まれ、これまでと同様の運用がされるとみられる。

今回の条例でもその形は維持されるとみられる。

▽声明的取り組み

災害時の人権侵害防止措置も定めた

→HP やツイッター、避難所等でデマへの注意を呼びかけたり、知事による発信も想定している（ネット上だけでなく、テレビ、ラジオでの発信ができるように検討してるという）。

特別委員会で委員長を務めた小島智子県議によると――

条例案を検討する際に東京弁護士会のモデル条例案に加え、川崎や東京・国立の条例を参考にした。東弁モデルは定義の部分を特に参考にした。部落差別に関しては、和歌山県条例を参照し、仁坂吉伸知事へのインタビューなども行った。

▽課題

- ・県内の人権団体からは成立を歓迎しつつ、被害実態によっては強化改正も必要との指摘。
- ・第三者委員会のメンバーに被差別当事者も含めてほしいという要望も上がっている。
- ・「救済」は当事者間の紛争を想定しており、マイノリティー集団を標的としたヘイトスピーチや被差別部落の所在地公表などの被害が対象とされない。「勧告」は法的拘束力のない行政指導。

人権研究所みえの松村事務局長は、罰則などの実効性がある強い仕組みが盛り込まれなかったことについて「国がまずに先にやらねばならないのに、地方に難しい課題が突きつけられている」として、国に対し実効性のある反差別法の必要性を訴えた。

▽最後に

川崎条例に罰則が盛り込まれたことで、市内におけるヘイトスピーチ活動が明らかに抑制的になった。理念法である解消法を補完する上乘せ条例の効果が示されたと言える。

今回取り上げた3自治体に限らず、外国ルーツを理由とした差別被害が各地で、そしてネット上で生じている。マイノリティーの属性がある人がおびえながら生活する環境を放置することは許されない。在日コリアンの集住地域がある地域だけの問題ではないことは、相模原市の例からも明らかであり、対策はどの自治体でも必要なことだと考えられる。地方が独自に模索しながら対策を作ろうとしているが、実効性という面で課題が生じているのは後ろ盾となる法律が十分でないことによるところが大きく、国が率先して対策を示すように求める声が現場からは聞こえる。

昨年発生したいずれも在日コリアンに関連する韓国民団施設や京都・ウトロ地区の家屋が差別的動機により放火された事件では、関与を認める被告への取材から、ネット上の誤情報を信じて在日コリアンを標的にしたことがうかがえる。放置されたヘイトスピーチがヘイトクライムにつながった事例と考えられ、同様の事件が繰り返されないように緊急の対策が求められる。

最後に、昨年报じた日本における差別の現在地を知る上で参考になる調査を紹介したい。

日常にひそむヘイト 「日本に差別はない」は本当か／毎日新聞 2021年2月

<https://mainichi.jp/articles/20210212/k00/00m/040/027000c>

公益財団法人朝鮮奨学会が、日本の大学や高校に通う在日コリアンと韓国出身の留学生の若者1000人超に差別体験の有無を尋ねた実態調査。

在日コリアンであることなどを理由に「言葉による嫌がらせ」を受けたとする回答は30・9%。そのうち48・1%は相手が同級生など生徒・学生だった。さらに、アルバイト先の客（16・4%）や学校の日本人の教員（10・1%）など、身近な人からの被害が目立った。

ネット上で民族差別的な表現を見たとする回答は73・9%に上った。差別的な書き込みや記事を見るのが嫌でインターネット利用を控えた人は、「よくある」と「ややある」だけで計23・7%。生活に欠かせないネット利用にも影響を与えている状況が浮かび上がった。

ヘイトデモ・街宣について見聞きしたとする回答も75・7%にのぼる。店や交通機関、役所などの公共の場での嫌な思いや、アパートなど住宅を借りる際の差別的処遇は少なくとも計23・9%が経験していた。